

【検討概要】

- 平成29年3月に政策評価制度部会で取りまとめられた「規制に係る政策評価の改善方策」を踏まえ、平成29年7月に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、10月1日から施行。
- 平成29年10月以降、新制度に基づき実施された規制の政策評価は、事前評価12件（うち簡素化4件）、事後評価0件。そのうち、平成29年12月半ばまでに総務省に提出された事前評価8件（うち簡素化1件）に関し、今回の改正の主要なポイント等の実施状況について点検を行い、規制評価ワーキング・グループで審議を行った。

【点検結果】

- 点検対象の種類

府省数	法令区分	事前・事後	規制区分
4	法律1、政令7	事前評価8（うち簡素化1）	緩和5、新設1、緩和・新設1、拡充1

- 今回の改正の主要なポイント等の実施状況

遵守費用〔特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化〕	評価の活用状況	事後評価実施時期及び指標設定状況	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・金銭価値化されているもの 1件 ・遵守費用が発生しないとしているもの 2件 ・金銭価値化はされていないが、一部定量化されているもの 2件 ・定量化されていないもの 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討段階、コンサルテーション段階で当該評価を活用した具体的記載 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ＜実施時期＞ ・記載されているもの 6件 ・明確な記載がないもの 2件 ＜指標＞ ・設定されているもの 6件 ・設定の仕方に議論の余地 1件 ・設定されていないもの 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果を定量化したもの 0件 ・ベースラインを設定していないもの 2件 ・代替案が適切でないもの 1件 ・学識経験を有する者の知見の活用の記載がないもの 3件

【WGでの議論の内容】

＜簡素化した評価手法について＞

- ・簡素化した評価手法の要件の一つに「規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの」があり、今回の案件のうち規制緩和は6件あるが、簡素化した評価手法を使用したのは1例のみ。
 - ・より使いやすくするために更に簡素化すると、評価の意義が失われるので、本来の規制影響分析のレベルを上げて、効果の算出が不要といった簡素化した評価手法を選択するメリットを相対的に際立たせるべき。
- 簡素化した評価手法の活用について個別に周知を図り、各府省がより重要な案件の評価に注力できるようにする。

＜遵守費用等の定量化について＞

- ・各府省が遵守費用等を定量化できないとしている理由を類型化すると、次のとおり。
 - ①一律に規制するものではないため件数を予測できないなど、正確に推計することが困難。
 - ②規制評価の制度改正から、今回の事前評価を実施するまでの時間が不足。
 - ③統計が存在しない。

→正確な数値ではなく、推計の考え方を示した上で、幅を持たせたり、概算値でも構わないので、そうした意識付けの指摘を行うとともに、定量化等を行うことが、EBPMのグッドプラクティスになるとのメッセージを発信していく。また、定量化の参考となるマニュアルの活用状況を聴取し、ブラッシュアップを図る。

＜点検の仕方について＞

- ・規制緩和の場合、リスクの有無や程度と規制緩和に係るコストのバランスをチェックするのが軸。その点をいかに客観的な数値を用いて説明できるかに重点を置いて点検すべき。
 - ・どのタイミングでどの程度厳密な点検・指摘を実施するのか適切な判断が必要。問題になりそうなものと遵守費用の推計に重点化すべき。
- 指摘を踏まえて、点検の重点化を行う。

【今後の予定】

- 今回の審議を踏まえ、今回の点検結果について、今後各府省が規制の評価書を作成する際の参考になるよう、各府省に指摘を行う。
- 通常国会提出法案に係る規制の事前評価書の公表が2～3月に集中するため、年度明けにかけて点検を行い、その中から注目すべき事案をピックアップして次回WGで報告する。
- 評価の実施状況に係る審議を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための更なる取組の必要性について検討を行う。